相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市二葉一丁目一四番、最後の住所神奈川県横須賀市野比三丁目三二番二―二〇一号　被相続人　亡　久松　信彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

神奈川県横須賀市大滝町一―二五―一

相続財産管理人　弁護士　影山　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南馬込三丁目一二三六番地、最後の住所横浜市神奈川区栄町六番地一ヨコハマポートサイドロア壱番館一七〇九号

被相続人　亡　臼田　一路

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング三〇七号室

相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市丸山町四丁目一五番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岡田　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

愛知県豊田市若宮町二丁目一六番地一中村ビル四階　けやき通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅村　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町慥柄浦四四八番地、最後の住所三重県松阪市大黒田町三七〇番地九　被相続人　亡　村田　守人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

三重県松阪市中央町三〇三番地一Ｓｕｎビル五階

相続財産管理人　弁護士　森下　英俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西成区天神ノ森一丁目五一番地、最後の住所三重県名張市桔梗が丘四番町七街区三五番地　被相続人　亡　池田　好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区内代町二丁目一〇七番地、最後の住所大阪市北区大淀南二丁目五番二〇号特別養護老人ホーム淳風おおさか

被相続人　亡　中塚　民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号

相続財産管理人　弁護士　齋藤　朋彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区島之内二丁目四四番地、最後の住所大阪市東成区東今里一丁目五番一―六〇三号　被相続人　亡　寺裏　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

大阪市北区西天満四―九―一二リーガル西天満ビル四〇三号

相続財産管理人　弁護士　甲斐みなみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市東町一丁目九七番地、最後の住所兵庫県明石市大蔵中町二一番七号グループホーム大蔵の里　被相続人　亡　井上　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

神戸市中央区加納町四丁目一〇番二三号ロイヤル神戸三宮一一〇五号

相続財産管理人　矢嶋　真理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市本町一丁目五七番地、最後の住所高知県高知市福井町九五一番地五　被相続人　亡　国久　昌実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

高知県高知市桜馬場五番一〇号

相続財産管理人　山本　孝男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区中洲一丁目一〇七番地、最後の住所福岡市中央区今泉一丁目一八番五二号　被相続人　亡　青木　幸惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

福岡市中央区薬院一丁目一六番二〇号　不二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　甲斐田　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市山川町九一四番地、最後の住所福岡県久留米市西町九三七番地　被相続人　亡　豊福　モト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

福岡県久留米市城南町二二―二一

相続財産管理人　日野　佳弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市殿町六七六番地一、最後の住所福岡県直方市殿町一五番二五号　被相続人　亡　中村　隆俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

福岡県田川市平松町三番七四号　田川センタービル二階　田川第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　足立　昭佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市日和田町字日和田八八番地、最後の住所福岡県宗像市鐘崎三九三番地　被相続人　亡　橋本　美紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大坪　知弘

第54期決算公告

平成25年4月30日

盛岡市菜園一丁目10番1号

株式会社川徳友の会

代表取締役　川村　宗生

貸借対照表の要旨（平成25年2月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,540
	固定資産	947
	投資その他の資産	947
	資産合計	**3,488**
負純資産の部債及び	流動負債	3,336
	株主資本	151
	資本金	20
	利益剰余金	131
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	130
	（うち当期純利益）	(6)
	負債・純資産合計	**3,488**